

第9回工事入札調査特別委員会会議録

日時 平成26年2月24日(木) ①午後1時30分～14時40分

②午後4時～5時53分

会場 笛吹市役所八代庁舎 2階第2会議室

出席委員 志村直毅 北嶋恒男 海野利比古 神宮司正人 上野稔 小林始 中川秀哉 渡辺正秀
野澤今朝幸

オブザーバー 前島敏彦議長

委員外議員 ①荻野謙一 大久保俊雄

②荻野謙一 大久保俊雄 保坂利定 中村正彦 梶原清 古屋始芳

議会事務局 鈴木幸弘 西海好治 矢野洋

証人 ①(株)日本水道設計社 駒井祥司・小笠原邦夫

②久保田克己

傍聴人 22人(内、報道関係者6人)

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 議事

①御坂町浄水場・配水池建設に係わる設計業務委託に関する証人喚問

・その他

②御坂浄水場 土木・建築工事に関する証人喚問

・その他

○互礼の後、事務局長の進行により会議に入る。

○鈴木議会事務局長

ご苦労さまです。

それでは第9回工事入札調査特別委員会を始めさせていただきたいと思います。

開会の言葉を上野副委員長にお願いいたします。

○上野副委員長

皆さん、こんにちは。

大変お忙しいところを、今日は第9回目ということで工事入札調査特別委員会を開会するわけですが、先日来の大雪で、皆さんそれぞれ大変ご苦労をなさっていることではないかと思っております。

私も何件かハウスを見学させていただきましたけれども、本当にお見舞いの言葉も出ないくらいの悲惨な状態で、本当に1日も早い復旧を願うばかりだというように思います。

本日の委員会は、2段階、前半と後半という、そういう部分で、少し長時間になるかと思っておりますけれども、委員の皆さんには、ご協力を願ひまして、そのように会議を進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

今日のご苦労さまです。

○鈴木議会事務局長

続きまして野澤委員長、お願いいたします。

○野澤委員長

どうもご苦労さまです。

ただいまから、工事入札調査特別委員会を開催いたします。

開催するに当たり、一言ごあいさついたします。

本当に3月の定例議会を控える中、それよりもまだ増して、今、副委員長のほうからあいさつがありましたけれども、本当に大雪でどう言っているか分からないくらいの被害、いろいろな生活面、経済面、あらゆるところでの学校教育もそうですけれども、被害が出ている中でのご出席、本当にご苦労さまです。

中でも、この委員の中においても大きな被害を被ったというような委員さん方もいるわけですが、本当にそういう中での全員のご出席、ご苦労さまです。

さて、本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可いたしましたので、ご報告いたします。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛にお願いします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いします。

よろしいでしょうか。

なお、委員長の命令に従わないときは、笛吹市議会委員会条例第19条、第2項ならびに、委員会傍聴規定、第9項の規定により、退場を命じますので、念のため申し添えます。

よろしく申し上げます。

本日のこの委員会は、公開ということに、原則どおり公開ということになってはいますが、尋問中の撮影は準備会でもお話したように、禁止したいと思っておりますので、そのようなことでよろしいでしょうか。

確認したいと思っております。

(異議なしの声あり)

では、申し訳ありませんけれども、カメラの方はこの時点で退室をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

以後、座って失礼します。

どうもご苦労さまです。

○鈴木議会事務局長

よろしく申し上げます。

○野澤委員長

会議に入る前に、一言ごあいさつを申し上げます。

本調査特別委員会は、平成25年11月25日の笛吹市議会本会議において、工事入札執行における不透明さに関わる疑義に対し、議会の権能を十分に発揮する中で、事実を明らかにすることを目的として設置されたものであります。

特に、本日は関係人にご出頭を願って、証言を求めることになっておりますが、証人の皆さんにはご多忙中、ご出頭いただきありがとうございます。

何とぞ、本委員会の調査目的をご理解賜り、円滑に進行できるように格別のご協力をお願い申し上げます。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法100条の規定に基づき行われ、またこれに基づき民事訴訟法の尋問に関する規定が準用されることとなっております。これより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合には証言を拒むことができますので、お聞きください。

1. 証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族の関係にある者、もしくはあった者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れがある事項。
2. 証人と後見人、または被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れがある事項。
3. 証人と先に述べた関係者の名誉を害するべき事項。
4. 公務員または公務員であった者が職務上知り得た秘密に属する事項に関する事項などに関するとき。

これらに該当する場合は、証人は証言を拒むことができますのでその旨を申し出てください。なお正当な理由がなく証言を拒否したり、虚偽の証言を行った場合は法律によって罰せられることがありますので申し添えます。

またこのあと法律の定めにより証人には宣誓を行っていただきますが、証人と先ほどの血族および姻族関係者や証人と後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係のある事項について尋問を受けるときは、宣言を拒むことができます。

これより証人尋問を行います。

それでは法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員ご起立をお願いします。

○野澤委員長

順次をお願いします。

○小笠原邦夫君

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

小笠原邦夫

○駒井祥司君

良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

駒井祥司

○野澤委員長

着席をお願いします。

続いて、宣誓書に署名・捺印をお願いします。

(署名・捺印)

どうもありがとうございます。

よろしいですか。

これより証言を求めることとなりますが、証人は証言を求められた事項にのみお答えください。

また、発言の際には、その都度挙手をされ、委員長の許可を得て発言さるようお願いいたします。

また、こちらから質問しているときは、おかけしたままで結構ですので、お答えの際にはご起立をお願いします。

それでは尋問に入ります。

まず、証人の氏名、住所を確認させていただきます。

先に駒井さんのほうからいきます。

証人の氏名は、駒井祥司君。

生年月日は[REDACTED]住所は[REDACTED]で相違ありませんか。

○駒井祥司君

相違ありません。

○野澤委員長

続いて、小笠原さん。

証人の氏名は、小笠原邦夫君

生年月日は[REDACTED]住所は[REDACTED]

[REDACTED]で相違ありませんか。

○小笠原邦夫君

相違ございません。

○野澤委員長

それではまず私から質問させていただきますが、この間、進行は上野副委員長にお願いします。

○上野副委員長

それでは野澤委員が尋問を行う間は私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、野澤委員長の尋問を許可します。

○野澤委員長

本当にお忙しい中、また雪で何かと業務に支障がある中、お越しいただきありがとうございます。

御坂の浄水場、配水場の設計業務ということで、本当にご苦勞をおかけして、ありがとうございます。

ご存じかもしれませんが、実は百条委員会ということで、一昨年の12月の平成24年の12月、昨年の11月までですね、ちょうど1年間の工事入札に関して、今、特別委員会ということで、それで中でもその中の22件ほどを対象としまして、この百条委員会を設置しています。

今回、お2人に来ていただいた件は、御坂浄水場、配水場の設計業務に関わる、この点に関してのことなんですけれども、実はご存じかどうか、今の時点で分かりませんが、浄水場、配水場に関して、取り止め等が公告された後の取り止め、あるいは内容の変更等が、私たちの判断では非常に異例な形で出されていたというふうに認識しているわけなんですけれども、この異例な取り止め等が、果たしてやむを得ない事実によるものか、言ってみれば市民がその事実、認識を聞いた場合に、納得のいくようなものであるのか、それとも何らかのその中に不正といわれるようなものが含まれているのか、市民の目から見て指弾されるべきものが含まれて

いるのか、このようなことについての事実認識をしたいということで、日本水道設計社のほうの皆さんに来ていただいたということでもあります。

これからの質問に関しては、小笠原さん、駒井さんどちらがお答えになっていただいても、適宜、適切な方のほうで結構ですので、そのように対応していただきたいと思います。

4点ほど、質問をさせていただきます。

まず1問目からお伺いします。

先ほどちょっと説明させていただきました、御坂浄水場、配水場の工事入札では、公告後3件の取り止め、そして1件の内容変更がありました。このことについて、それぞれ変更があったことを知っていたかどうか。そのことについて、まずお伺いします。

その中の1つ目、浄水場の土木建築工事の取り止め、このことについては知っておられましたか。

○上野副委員長

小笠原証人。

○小笠原邦夫君

今の質問の確認をさせていただきたいんですが、知っていたというのは、結果から言うと、今知っていることになりすけれども、いつの時点の話なんでしょうか。知っていたという意味合いがよく分からなかったです。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

うちのほうで、証人喚問という形で、皆さんにお願いする以前に知っていたかどうかです。

○上野副委員長

小笠原証人。

○小笠原邦夫君

それについては、知っておりました。結果として、私どもの施工管理ということで、仕事をもらっていますので、そういう形で工事の発注されたことも理解しておりますので、そういう意味では知っておりました。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

今、土木建設工事に関してですけど、機械電気工事も公告の取り止めがありましたけれども、これについてはどうでしょうか。

○上野副委員長

小笠原証人。

○小笠原邦夫君

今の点についても、同じような状況でありましたので、知っておりました。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

配水場の建造工事も、これも取り止めになっていますけれども、この点についてはどうでしょ

うか。

○上野副委員長

小笠原証人。

○小笠原邦夫君

それについても、先ほど説明したような状況だったので、同じように理解しています。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

ちょっと内容変更ということで、浄水場機械電気工事での、いわゆるOEM事項の削除という変更がありましたけれども、これについてはどうでしょうか。

○上野副委員長

駒井証人。

○駒井祥司君

削除につきましては、その時点では、私どもは知りませんでした。後から伺いましたけれども、削除された時点では知っておりませんでした。

○野澤委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

ありがとうございました。

今、3つの取り止め、1つの内容変更ということで、ご存じかどうかということで質問させていただきましたけれども、今の質問でお答えは、これからの質問のお答えは想定もつきませぬけれども、一応確認ということでお聞きしたいと思います。

今日はお2人、小笠原さんと駒井さんということですがけれども、会社を代表されているというようにも、私は認識していますので、貴社ですね、あなたの会社に笛吹市に在職している職員、在籍している者、具体的にいえば今回のこの工事入札に関わっているのは、公営企業部の水道課、そして管財課ですね、あとその上司としての副市長、前副市長、副市長ということですがけれども、そういう者からの、今の取り止め、あるいは変更に関して何らかのアドバイス、あるいは助言、そういうものを求められた経緯があるかどうか。

助言まではいかなくても、もっと何らかの関わりがあったかどうかですね。こういう取り止めとか、変更に対して。

それぞれ一つひとつお聞きしますので、まず、浄水場の工事建築工事の取り止めについて、その後の対応も含めて、アドバイスなり、助言、そういうものを求められたかどうか。まずお聞きします。よろしくお願ひします。

○上野副委員長

駒井証人。

○駒井祥司君

特に助言とかはありませんでした。事後に取り止めになったというご報告は、受けました。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

あと、先ほどとまったく同じですけれども、3つありますけれども、3つまとめて聞きます。電気工事関係、そして配水場の築造工事関係、そしてOEMの事項の削除、これに関してもアドバイス、あるいは助言をしたかどうかお答えください。

○上野副委員長

駒井証人。

○駒井祥司君

助言等は一切ございません。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

ありがとうございました。事実確認はほぼしっかりできたというように、こちらはとらえています。というのは言うまでもなく、こちらの取り止めとかそういうものが、外部の意見とかそういうものの中で決められたことかどうかというようなこと、特に設計業者ですから、そのへんのことの求められるのがイの一番に求められるのではないかということで、お伺いしたわけですけれども、ここから下はちょっと事実確認というよりも、われわれが今後のいろいろなことの判断の上で、ちょっとご意見を伺いたいところです。

まず1つは、われわれ笛吹市議会人がとらえ方としては、これは異例な事態であろうというようにとらえているわけですけれども、このような公告されて3日後とか、しかも取り止めがされているということが、こういうことが一般的にあり得ることなのかどうなのかということ、これは日本水道設計社が、今までの経験のうちでこういうケースがまれにしてもあるんですよということなのか、割合頻繁にあるのか、ほとんどこういうことはないのか、そのへんの皆さんの今までの会社の歴史からのお答えをしていただきたいと思います。

○上野副委員長

小笠原証人。

○小笠原邦夫君

ほかの事例ということで解釈するんですが、公告して取り止めになった事例がないわけではありません。経験もしております。ただ、何個も続けてという質問については、経験がないですが、1つしたものが取り止めになったような案件は経験してございます。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

ありがとうございました。

もう1点、私からの最後の質問になりますけれども、このような取り止め、今のお答えでも異例というように言っていたと思うんですけれども、異例の入札について、そちら設計会社として、当初の設計思想とか、設計への思いというものがありますよね。こういうものから考えて、今回の取り止めとか変更というものが、工事の完成度、完成品と言ってもいいかと思いません。そういうものに、影響を与えるのかどうか。このへんもなかなか難しいことでしょうけれども、当市の委員の中からも、そのへんのこれは感想みたいな話になるかもしれませんけれども、お答えしていただけたらありがたいです。

○上野副委員長

小笠原証人。

○小笠原邦夫君

質問の主旨からしまして、ちょっと考えますと、設計自体は水道というのが正常で、豊富天然な水を市民の皆さまに安定して供給するというのが目的でございます。そういう思想のもとで、水道、今回の御坂浄水場の部分、建設も設計させていただいています。当然これにあたっては、安全性とか、経済性とか、社会環境に配慮した設計をさせていただいています。

そのあとの発注に関しては、私ども設計の中ではなかなかできる範囲ではないですね。発注をするのは事業者の方の分野というように考えておりますので、当然そこで思うことは、工事にはある程度の期間が必要ですから、そういう期間というものが品質に影響するかということもありますので、そのへんはそういう中で考えてもらうしかないのかなというのはありますので、また条件が変わった中ではやはり、そういうことを考えながら対応することもできると思いますので、多分そういうことを考えて、行政の方たちは対応してくれているのかなと考えています。ちょっと答えになっているか分からないんですが。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

その取り止めで、結果的に分離発注とか、分離分割発注とか、またちょっと使用を変えてというようなことですが、それが直接的に完成度に影響するというようには考えられないというようにご理解してもよろしいでしょうか。

○上野副委員長

小笠原証人。

○小笠原邦夫君

それは品質なりを確保するのは、各工事会社および行政のほうの指導で対応が可能かというようには考えています。

○野澤委員長

ありがとうございました。

以上です。

○上野副委員長

では、委員長の質問が終わりましたので、バトンタッチします。

○野澤委員長

これから私が委員会を進めさせていただきます。

委員の皆さんから、委員の中で確認した事項は、私のほうで大枠のところではお聞きしましたけれども。

志村委員。

○志村委員

委員の志村と申します。ご協力よろしくお願いたします。

いくつか質問させていただきますが、まず1点目として、安定的に水を供給する施設の設計をしっかりといただくということが使命という中で、今回の御坂浄水場、配水場関係の施工に当たって、設計者として想定された業者の規模、例えば大手のゼネコンであるとか、あるいは地元の中小事業者であるとか、そういった点について今回の規模に想定をした業者の規模と

いうのがありましたら、教えてください。

○野澤委員長

駒井証人。

○駒井祥司君

この私どもコンサルトして、今回の、先ほども小笠原から話がありました、重要な施設でもございますし、規模としてはかなり県内でも非常に大きな浄水場の施設ということもございまして、あと補助事業ということもありましたので、非常に工期がタイトということも、私どもで非常にそのように感じておりましたので、できるだけ実績のある大きな建設業者さんがよろしいのではないのでしょうかということはおもっておりました。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

実績もあり、大きな規模の業者さんがいいのではないかというようなことは、担当課のほうにもお伝えになっていたでしょうか。

○野澤委員長

駒井証人。

○駒井祥司君

担当者の方にはそのようなお話をいたしました。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

ちなみに今回、市のほうの発注を検討する段階では、土木1,500点、建築1,500点、それから水道施設1千点というような原案を作って、その報告の段階ではいずれそれぞれ1千点、1千点、740点というような経営事項の要件を設けたという経過がありますが、こういった経営事項の内容について、設計業者さんの立場として、アドバイス、助言等をしたということはあるのでしょうか。

○野澤委員長

駒井証人。

○駒井祥司君

そのへんの経営審査の点数につきましては、私のほうからアドバイスとか、そういったことは一切しておりません。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

それでは、繰り上げて、分割したということについて土木、建築、それからそれ以外のものも委員長のほうから確認していただいた、それぞれの事業について、証人のほうから知っていたというようなご回答があったわけですが、もう少し正確に時期ですね、取り止めをしすぐにそういったことを知ったのか、あるいは大分経ってから取り止めましたというようなことを聞いたのか、ご記憶がないで結構ですので、教えてください。

○野澤委員長

駒井証人。

○駒井祥司君

取り止めということを決められた時点で、すぐにご連絡があったかと記憶しております。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

それは分割してさらに再公告したものが取り止めになったあとの事業についても同様でしょうか。

○野澤委員長

駒井証人。

○駒井祥司君

すべての取り止め、または変更になった時点で、ご報告があったように記憶しております。

○志村委員

ありがとうございます。

今回分割をして、再公告をする際に、発注者側の理由の1つに、工期の短縮というものがありました。今回の工事については、工期が果たして短縮されたかどうかということといえば、実際には工期が1カ月から2カ月、それぞれの事業について伸びてしまっているという結果になっています。この点については、設計者、あるいはその施工管理をされる立場から、事業の進捗について、工期が短縮になっていないというようにお感じになっているのでしょうか。

○野澤委員長

駒井証人。

○駒井祥司君

当然、感じとしては短縮ということは非常に難しいのではないかとすることは、感じておりました。一営業マンとしてですけれども。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

工事を一括発注を取り止めて、分離分割を今回のケースの場合はしたわけですが、実際にそういった状況になると、どこまで分割していくのがいいのか、どこまで分割できるものなのか、こういった点は当初の設計一括という形でされた設計者の立場として、どこまでだったら分割してもやむを得ないだろうというようなところがあれば教えてください。

○野澤委員長

小笠原証人。

○小笠原邦夫君

水道事業、水道施設というのは、土木構造物、建築構造物、機械設備、電気設備という、こういう大きく分けると4つに分かれています。当然設計するほうも土木のエンジニア、建築のエンジニア、機械のエンジニア、電気のエンジニアというものを集合してやっております。

当然工事もそうだと思います。

これを基本的に、4種類のもものがあって、それをまとめて1本で発注するとか、分けてやるかというのは、それは行政の考え方があると思うんですね。

ただ分けようと思えばそのくらいにはできますよと、それは設計するサイドもそうやっていますからという意味合いで考えております。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

あと少しお聞きしますけれども、助言とこの件に関して一連の中で、特になかったということでありましたが、取り止めになりましたと報告を受け、その後実際に分割した中で、再度公告していくに当たって、設計のやり直しですとか、積算のやり直しといったようなことは、ご相談、依頼等、発注者のほうからあったのでしょうか。

○野澤委員長

駒井証人。

○駒井祥司君

基本的には水道課の職員の方々がやっておりますので、私どもも今、小笠原から話があったように、それぞれ個々、土木、建築、機械、電気ということでやっておりますので、いつ自分ではどのように分けられても、すぐに対応できるような形で設計は納品させていただいておりますので、どのようにといいますか、相談といいますが、そういった作業的なものはすべて職員の方でやられているはずですので、そういった形で納品をしておりますので、答えになったかどうか分からないんですが、そういった意味でのうちが、特別な機械的なものもいろいろありますが、そういったお手伝いをさせていただいたことは事実ではありますが、ほぼ水道課の職員の方で、作業はされていたように記憶しております。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

それでは、もともと一括で最初に設計して納品されたもの、これについての積算というのは、見積りですね、ある程度のその積算というのは、設計者のほうで、当初作成をされているという理解でよろしいでしょうか。基準的な価格も含めて。

○野澤委員長

小笠原証人。

○小笠原邦夫君

水道工事をご存じのように、公共工事でございます、積算基準というのもございます、その範囲内で、私たちができるものは私たちがご協力させていただくものもあります。あとは基本的に市の職員方がやっているということです。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

ありがとうございます。

それではもう1点、今回、機械電気設備については、公告したあとOEM要件を削除して、さらにその後取り止めをしている経過がありました。これについてOEMの協定についてのそういった設定をしていくことについて、発注者の市のほうからご相談等があったのかどうか、これについてはいかがでしょうか。

○野澤委員長

小笠原証人。

○小笠原邦夫君

OEMにつきましては、市のご担当の方からOEMを締結しているメーカー、並びに業者は
どういうものがあるかというご相談を受けましたので、私のほうでその会社を調べまして、リ
ストとして提出をさせていただきました。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

そのリストを提出された時期というのは、OEM条件の削除があった時点よりも前というこ
とでよろしいでしょうか。

○野澤委員長

駒井証人。

○駒井祥司君

当初機械と電気が一括で発注されたかに記憶しておりますので、その1回目の公告の前です。
前になります。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

公告の前ということになると、機械、電気を最初に公告した2月26日より前ということ
でよろしいでしょうか。

○野澤委員長

駒井証人。

○駒井祥司君

はい。そのとおりです。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

ありがとうございました。

私のほうからは以上です。ご協力ありがとうございました。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

ご苦労様です。

質問はかなり出尽くしたと思うんですけども、単純な質問かもしれませんが、2、3お
伺いしたいと思います。

製造メーカーのメタウォーターが入札直前で3月15日に辞退しましたよね。じゃない。い
つでしたっけ、辞退はしたんですけども、その経緯については何かご存じですか。

○野澤委員長

駒井証人。

○駒井祥司君

その経緯についてはまったく存じておりません。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

私は、OEM協定について、一切相談を受けていない。また、知り得ていない。さっき、志村委員の質問の中で、OEMの締結しているリストですか、その提出をしたくらい以外は、市側からも、また相談を受けていない。業者からも相談を受けていないんですかね。

○野澤委員長

駒井証人。

○駒井祥司君

先ほどお話ししたリストの点数以外は業者からも相談は受けております。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

設計、施工管理以外で、あまり関与していないというように感じるわけなんですけれども、施工管理の中で、変更の中で建築の工期は1月31日でしたよね、その中で今現状は、どういうふうな状況でしょうか。

○野澤委員長

駒井証人。

○駒井祥司君

現状まだ建築工事も終わっておりません。工事中でございます。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

分離分割をしたその理由の1つとして、工期の短縮、そして地元業者の受注、そしてそういう部分で分離分割したんですけれども、当初は2月28日の建築土木を含めて完成、工事期間なんですけれども、この分離分割して工期を早める、この建築だけは1月31日ということで、工期は工程的には早まっている部分なんですけれども、まだ実際は工事が済んでいない。いつごろのあれですか。建築に関してです。

○野澤委員長

分かる範囲で結構です、分からなければ無理して答えなくていいです。

駒井証人。

○駒井祥司君

大変申し訳ありません。このところちょっと、施工管理の打ち合わせに出ていないものですから、細かい状況は今、把握しておりません。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

土木は2月28日でしたか、土木は3月20日ですね。これは今のところですかね工期内の

完成は。

○野澤委員長

駒井証人。

○駒井祥司君

今のところ3月20日を目指して、施工管理者のほうも頑張ったんですが、この大雪の影響がどこまで出るのかというのも、今、先日も現場を見て把握を、私のほうもしている状況です。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

分かりました。

それから、機械電気の18億4千万の入札の件なんですけれども、これも当初は工期なんですけれども、当初は3月20日が工期なんですけれども、変更、分離分割変更ということで、変更も8月25日が工期なんですけれども、この部分、当初は3月20日なんですよね、これもね。設計施工管理として、約5カ月ずれ込んでいるんですけれども、この部分、いろいろな部分で影響がないのか、それから施工管理として入札には一切関わっていないということです。当然ですけれども、5カ月、半年近くずれ込んでいるということで、このへんのところの思いといいますか、なぜ設計が当初からちゃんとわれわれは安全な水を供給、1日も早くしたいのに、半年もずれ込んだ、こういう部分で、どのように感じますか。まことに遺憾と思うけれど。

○野澤委員長

事実認識でないので、答えられる範囲で結構ですよ。

はい。

○小笠原邦夫君

おっしゃるとおりで、本来の目的が市民の方に安定給水をとということなんですけど、いろいろ行政のほうの立場としてもいろいろ考え方がございまして、そういう中で市民の方に良かれという判断のもとで、いろいろやった結果なのかなというように判断しております。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

最初からあれですよ。入札、落札金額7千数百万の部分で、(発言内容不明)から入札が24年の部分で、かなりの思いがあったはずなんですけれども、そういった半年からずれ込んでいるとか、この入札結果の変更、取り止め変更から、協議随契から、あらゆる入札に関してのさまざまな変更が繰り返されたわけなんですけれども、最後に1つ、思いかもしれませんけれども、さっきとダブる部分はあると思います。しかしながら設計施工管理者として、最後に一言これでよかったのか、遺憾なのか、そのへんのところをよろしくお願いします。

○野澤委員長

この件は答えられたらで結構です。委員長の判断ですけれども。

はい。

○小笠原邦夫君

その件については特にコメントはございません。

○野澤委員長

ほかにありますか。

○小林委員

ありがとうございました。

○渡辺委員

委員の渡辺と申します。ご苦労さまです。

素人的なことを聞きますけれども、設計と同時に、施工管理ということですが、施工管理の業務の項目と申しますか、これをまず教えていただきたいと思えます。

○野澤委員長

小笠原証人。

○小笠原邦夫君

施工管理の項目は、設計図書に準じた成果物、建築物、土木、機械的設備を施工するために、設計図と間違いなくできているかという承認関係、あとはそこに使用する機器関係が設計で示されたものが購入されて造れるかというものの確認、あとは現場で設計図書に示されたものが、施工されたかどうかを確認することという内容になります。

○野澤委員長

渡辺委員。

○渡辺委員

設計価格と、特に部材等について、それが例えば2割とか、そういうようなものがあつた場合、その品質管理という点で、設計業者としてはどのような感想を持ち、対応をなされるのか伺います。

○野澤委員長

小笠原証人。

○小笠原邦夫君

今の2割という意味はどういう意味ですか。

○野澤委員長

渡辺委員。

○渡辺委員

例えば部材で、重要な部材でいろいろなものがございましたが、例えばバタフライ弁とか、500万とか、いくらとかいうようなものについて、そのほかいろいろなものについて、当然品質管理もしていかなければならないと思えますけれども、そういうものについて極めて低価格のものがあつた場合に、そのときにどのような感想を持たれて、どのような対処をなされるか伺います。

○野澤委員長

小笠原証人。

○小笠原邦夫君

設計で、設計の品質を指定いたします。例えば今、バタ弁という言葉が出ましたので言いますと、バタ弁というのはいろいろな種類がございますので、当然その仕様を満足しているもの、いろいろなメーカーが作っておりますので、このメーカーを使えとかそういうのはないですから、あくまでも特記仕様書の中で、その仕様を満足するものを提示してありますので、業者さんなりが、これ同等の物、当然同等の物以外は認められませんので、それを私どもなり、役

所の担当の方が承認をして、採用するというシステムになっています。

○野澤委員長

渡辺委員。

○渡辺委員

同等のものであればいいということですが、当然、今、お聞きしたときには、まず同等のものであるか確認するということだと思うわけですが、今の答えは。

ですから、その前に質問したのは、どのような感想を持たれ、どのような対応をするかと聞いたわけですが。

どのような感想を持たれたのか。

○野澤委員長

小笠原証人。

○小笠原邦夫君

今の、どのような感想というのは、低価格なものがという意味でいいですか。

○渡辺委員

ええ。極めて低価格なものが見受けられた場合に、どんな感想を持たれ、その上での、先ほどのお答えは同等のものであるかどうか確認するというのを伺ったわけですが、そういうときに、その前段階の、どういう感想を持たれ、どういうふうに対応するかということでございます。

○小笠原邦夫君

まず、それは設計で求めている要求を満足するものかどうかということが、まず前段にあると思います。

それで価格的に、極端に安いものがあるとすれば、それはなぜかなというところを感じると思います。

○野澤委員長

他に。

志村委員。

○志村委員

今、具体的な事例について渡辺委員から質問がありましたので、関連的にお聞きするわけですが、その施工管理の中で具体的な機器、材料等、安いということを、どの時点で確認が可能なんでしょうか。

○野澤委員長

小笠原証人。

○小笠原邦夫君

価格というか、設計サイドなり、水道課の職員の方たちは業者さんが設計仕様を満足しているものということで、材料はあげてありますので、その水道なんかで言いますと、水道の協会規格がありますので、それに準拠しているものかどうかという話で、その次に、ではこれがいくらするかな、通常はある程度、水道の専門の業者のものを採用することになると思いますので、そんなに大きな差はないかなという認識はありますが、特別、管内から安いものを持ってきたというものがあれば、そこでもまた調べることができると思いますが、今おっしゃったように、入ってきたものを、すぐにこれがいくらかという、値段というものを、すぐに見るわけ

ではなくて、あくまでも必要な性能を確保したのかどうかというチェックを入れるということが流れなものですから、すぐに価格という話にはならないと認識しております。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

では価格をチェックするのは、すぐではないにしても、価格をチェックすることは、施工管理上、必ずされるのかとか、その点について。

○野澤委員長

小笠原証人。

○小笠原邦夫君

一応、品質をチェックします。価格をここでチェックするものではないですから、あくまでも私たちが、当然、水道で積算する中においても、公共単価等がございまして、その中から選ぶことになってします。

例えば特別なものもあって、見積りを行わなければいけないときに私たちが調べたりとかもありますので、そういう意味で言うと、特別、公共工事で使うものというのは、公共の歩掛かりを使ったり、物価版だとか、そういうものがありますので、その中から選ぶので、そこですごく差が出るような、基本的にはないと考えております。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

施工管理者は施工管理をする立場ですので、発注者と違って、そういったところは当然、品質とかというところを、まずは重視しなければいけないとしているつもりであります。確認ということで聞かせていただきました。

その意味では、やけに高いなという、例えば具体的に言えば、タンクの価格が高いなとか、そういうところも施工管理の中で知り得るところがあるでしょうか。

○野澤委員長

小笠原証人。

○小笠原邦夫君

公共工事の価格設定でございますので、基本的には公的な歩掛かり、公的な積算資料を使っておりますので、特別そういうものは出てこないですし、見積りについても、1社というわけではなくて、何社かを取ってやるということがルールになっておりますので、そういう意味では公共工事の積算基準に基づいたやり方をしているということです。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

ありがとうございました。

○野澤委員長

他の委員さん。

北嶋委員。

○北嶋委員

北嶋です。よろしくお願いします。

私のほうは入札の土木建築を分割して、土木のほうが時系列的に見ますと、最終的には2カ月ちょっとですか、入札が遅れた。

そして建築のほうも1カ月、約2カ月ですか。建築が2カ月、土木も3カ月ぐらいでしょうか。そういった公告の取り止めということもありまして遅れたわけですが、工期短縮を目指したでありながら、そうなったということで、それをとにかく工期内には、この26年3月いっぱいには完成を目指そうということでもありますから、それに沿って挽回しなければならないということですが、そうなりますと、一般的には土木の基礎工事をやって、その上に建築物があるということになりますと、当然、予定どおりいかないということでもありますので、土木を、そのへんを創意工夫して、土木工事が1つ終わったら、そのパターン、いくつかのセクションに分けて、建築もできるとか、いろいろ創意工夫するは、されるんですが、そんなことで先般も私も現地で聞きましたところ、ほぼ予定どおり建築工期内に間に合いそうだということで、この雪によって、どのくらい影響が出るか、当然、出るとは思いますが、それは抜きにしても、だいぶ挽回したなと思います。

そんなことで、当然、設計された施工管理される設計会社さんのほうに、最後までいろいろ工程の、工事の内容とか、設計の内容とか問い合わせがあったと思いますが、どのように建設会社とか役所とか、当然お互いに協議しながらやったと思いますが、そのへんの経過がお分かりでしたら、どんな状況で関わったのか、教えていただきたい。

○野澤委員長

小笠原証人。

○小笠原邦夫君

今、お話があったように、土木工事・建築工事・電気工事ということで、複数の業者が競合して施工するというので、大事なことは当然、品質管理と工程管理ということで、各業者さん、水道課の担当の方をリーダーとして、定期的な会議をもちまして、工程調整ってのをやっております。

密にやるときは、1週間に1回、2回という形で、何としても目標を達成するためにということで集まっていたきながら、手漏れがないように調整会議をやっております。

これも何度か繰り返して、現在に至っているという状況です。

○野澤委員長

よろしいでしょうか。

神宮司委員。

○神宮司委員

ご苦労さまです。神宮司と申します。

2、3点、ちょっとお聞きしたいんですが、まず日本水道設計株式会社さんの方に設計と積算、依頼といいますか、入札がございますね。

それで製品を仕上げて納品されたのは、いつごろ発注されて、いつごろ納品されたか、まずお聞きしたいと思います。

○野澤委員長

駒井証人。

○駒井祥司君

すみません、いつご契約いただいたのかは、23年12月頃だったと思いますが、納めたのは平成24年10月末が設計の工期だったように記憶しておりますので、その時点で納品をさせていただきます。

○神宮司委員

確認ですが、発注されて受注されたのが、23年10月ごろですか。秋ごろですか。それはそんなに細かなくて結構ですが。あと、納品したのが24年10月とか、今おっしゃったようですが、そのへんをもう一度。

○駒井祥司君

設計の工期が24年10月末だったように記憶してございますので、そこで納品をさせていただきます。

○神宮司委員

ありがとうございました。

それから23年12月、約1年10カ月ぐらいやって、設計され、積算され、それを納品された。市のほうへ出されたということと解釈しています。

それから25年、昨年1月、公告があり、こういうふうなことがいろいろ起きてきたという中で、そういう中で先ほどの当初の質問の中にもありましたが、分離分割をした、あるいは公告を取り下げたという報告が市の方からありましたとお答えになれましたが、それはどなたがいつごろ、公告を取り下げたあとなのか、どなたからそういうお知らせがあったのか、お答え願えますか。

○野澤委員長

駒井証人。

○駒井祥司君

すべての事案につきまして、すべて市が決定したあとに、水道課の当時のご担当、志村リーダーだったと記憶していますが、こういうことになったということで、すべて決定後にご報告が、私どもの会社にあります。

○野澤委員長

神宮司委員。

○神宮司委員

ありがとうございます。

もう1つ、設計されて、工事が発注されて、今の時点になってきますと、約2年ほど、1年半は必ず経っているという感じがしますが、その間で設計の積算価格と、この世間の今の時世の価格とといいますか、そういうものでズレが生じるということは、いくつか仕事をされていると思いますが、そういうことでの単価のこと、あるいは値上がり、材料自体の値上がり、人件費の値上がり、値下がり、そのへんのこととはどんなふうに認識されているのでしょうか。

○野澤委員長

小笠原証人。

○小笠原邦夫君

東北の震災がありまして、いろいろと労務単価をはじめ、いろいろなものが値上がりしております。昨今、聞く話によりますと、なかなか入札なんかでも人がいないとか、そういう関係で高騰しているという話は聞いておりますので、今言った意味合いで言うと、ずいぶん公共工

事のコストが上がっている状況にあると認識しております。

○野澤委員長

神宮司委員。

○神宮司委員

そういうふうなことで、当時、積算された御社の設計価格と、今、実勢の価格との差が、今回の工事にはありますか。

○野澤委員長

小笠原証人。

○小笠原邦夫君

当然、個々に喋れるわけではないですが、その可能性はあります。

○神宮司委員

ありがとうございました。

○野澤委員長

中川委員。

○中川委員

委員の中川と申します。よろしく願いいたします。

1点だけ確認させていただきます。

先ほど来、ご答弁の中で駒井証人でしょうか、水道の安定、また補助金、また工期がタイトというお答えをいただいたわけですが、こういう中で現状、先ほど来からもご質問があったと思いますが、さまざまな要因を含めて、当初の計画からかなり変更点が出てくる。

今後また、いわゆる補助金の期限が迫っているということもありましたし、また品質的にも安定したものができるかどうかという不安もあったと思いますが、御社としてそういうことでの管理ということの問題点が発生することがあったのか。

また、もしくはどうなのかということをお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○野澤委員長

小笠原証人。

○小笠原邦夫君

設計図書で考えている主要なものをつくるように、市の職員の方と、先ほども言ったように、業者さんと蜜に連携を取りながら構築するように進めています。

○野澤委員長

では、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは以上で株式会社日本水道設計者の駒井祥司君と小笠原邦夫君の証人喚問を終了します。

ご協力ありがとうございました。

証人は退場して結構ですので、ありがとうございました。

今、証人喚問ということで終了しましたが、この証人喚問の件に関して、何かここで話しておくべきことがありましたら、ご意見をいただきますが。

別にありませんか。

(「はい」の声あり)

それでは、暫時休憩に入りますが、次の証人の方は4時からということでご通知し、そのような段取りになっていますので、4時まで暫時休憩といたします。

よろしく申し上げます。

委員の方は10分ほど休んで55分から、ちょっと準備会をやって、次の段取り等がありますので、また集まっていたきたいと思いますので、準備会を55分から始めますので、第一会議室で。

では暫時休憩といたします。

傍聴人の方は、そういうことですので。

午後2時40分

(休憩)

(再開) 午後4時

○野澤委員長

それでは再開いたします。

どうも、ご苦労さまです。

休憩中に何人かの傍聴の方が見えましたので、傍聴に関して申し添えることを、まず話しますのでお聞きください。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について、可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に願います。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくよう、お願いします。

皆さん、確認をお願いします。

委員の方、大丈夫ですか。

なお、委員長の命令に従わないときは、笛吹市議会委員会条例第19条第2項ならびに委員会傍聴規定第9条の規定により、退場を命じますので、念のため申し添えます。

それでは会議に入る前に一言申し添えます。

本調査特別委員会は、平成25年11月25日の笛吹市議会本会議において、工事入札執行における不透明さに関わる疑義に対し、議員の権能を十分に発揮する中で事実を明らかにすることを目的に設置されています。

特に、本日は関係人にご出頭願って証言を求めることになっておりますが、証人の方にはご多忙中、ご出頭いただき、ありがとうございます。

何とぞ、本委員会の調査目的をご理解賜り、円滑に進行できますよう、格別のご協力をお願いします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定に基づき行われ、またこれに基づき、民事訴訟法の尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次の場合には証言を拒むことができます。次の点を お聞きください。

1. 証人または証人の配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族の関係にある者、もしくはあつた者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れがある事項。
2. 証人と後見人、または被後見人の関係になる者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受ける恐れがある事項。
3. 証人と先に述べた関係者の名誉を害する事項。
4. 公務員または公務員であつた者が職務上知り得た秘密に属する事項に関する事項などに関わるとき。

これらに該当する場合は、証人は証言を拒むことができますので、その旨を申し添えます。

なお、正当な理由がなく、証言を拒否したり、虚偽の証言を行った場合は、法律により罰せられることがありますので、申し添えます。

また、このあと法律の定めにより、証人には宣誓を行っていただきますが、証人と先ほどの血族および姻族関係や証人と後見人・被後見人の関係にあるものに、著しい利害関係のある事

項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。

これより証人尋問を行います。

それでは法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員のご起立をお願いします。

○久保田克己君

宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。

平成26年2月24日、久保田克己。

○野澤委員長

ありがとうございました。ご着席をお願いします。

続いて宣誓書に署名捺印をお願いします。

これより証言を求めることとなりますが、証人は証言を求められた事項にのみ、お答えください。

また、発言の際には、その都度、挙手され、委員長の許可を得て発言されるようお願いいたします。

また、こちらから質問しているときは、おかけいただいたままで結構ですが、お答えの際にはご起立をお願いします。

それでは尋問に入ります。

まず、証人の氏名・住所を確認させていただきます。

証人の氏名は久保田克己君、生年月日は [REDACTED] ご住所は [REDACTED]

[REDACTED] 以上の各点、相違ありませんか。

○久保田克己君

はい、相違ありません。

○野澤委員長

それでは、まず私から質問をさせていただきますが、この間の進行は上野副委員長にお願いします。

○上野副委員長

それでは、野澤委員長が尋問を行う間、私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは野澤委員長の尋問を許可いたします。

○野澤委員長

大雪の中、ご苦労さまです。

いろいろ生活の支障を来たしている中だと思いますが、証人喚問ということで、こちらのほうに来ていただきまして、本当にありがとうございます。

ご存じのように、今、百条委員会ということで、一昨年の平成24年12月から昨年の11月まで、1年間にわたる工事入札に関して、今、百条委員会ということで調査をしているところです。

その中で特に今回、委員の中で検討した結果、22件の工事入札を対象にしています。

本日は、その中の御坂浄水場の土木建築工事の関係の公告取り止め、あるいはその後の分離・分割した上での公告、そのへんのことについて、尋問をさせていただきます。

今回の尋問の趣旨は、とりわけ公告後3日目にして取り止めとなったという、これは委員会

の中で様にやはり異例な事態であろうということで、それがどのような経過をたどって、このようになったか。その事実確認をさせていただこうということで、久保田証人にもこちらのほうに喚問させていただいたという次第であります。

それでは私から具体的な質問を何点か、させていただきます。

まず第一に、平成25年1月11日ですが、入札参加資格審査委員会が今、申しました御坂浄水場土木建築工事入札のため開かれましたけれど、久保田前副市長は副市長ということで、審査委員長として、この審査委員会に出席していますか、いませんか。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

1年前のことで、本当に11日に委員長ということで、私が出席はしていると思っておりますが、1年前のことで、まだ副市長に就任したばかりということで、本当にはっきりした記憶が残っていないということが事実でございます。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

今、この審査委員会への出席の記憶は非常にあいまいということですが、委員長ということですから、出席されただろうということですが、これは職員の聞き取りの結果、久保田副市長も出席しているという証言を、市の職員の証言から得ていますので、これは間違いないと思います。

そういうことを前提に、次の質問に入っていきます。

記憶が定かではないということですが、記憶をたどっていただきまして、この審査委員会では何か議論になったとか、あるいは集中的に協議された事項というものについての記憶がございましたら、このへんについて、述べていただきたいと思います。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

私、本当に就任して間もない1月4日に辞令を受け、11日のことでありまして、委員会の中へどんな案件がかけられたか、何件かけられたか、どんな資料が提出されたかということも、どんな議論になったかということも、ちょっとはっきり私のほうでは記憶にないというのが、本当のところです。

管財課のほうで、もし議事録等がございましたら、ちょっとお聞きしたいなという状況でございます。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

今までの職員からの証言では、特にこの入札で以後問題になるような件での協議、審議はなかったというふうに証言を得ています。

そういう意味で、記憶が確かでしたら、副市長としてそのとき、言い残したようなことがあるのかないのかということも、質問させていただこうと思いましたが、これはもう結構で

す。たぶん今の記憶だと、そのへんについても記憶ははっきりしていないということだと思いますので、よろしいでしょうか、それで進めて。

○久保田克己君

はい。

○野澤委員長

では、2番目の尋問に入りますが、複数の職員から証言を得ていますけれど、今回のこの取り止めは副市長の主導で行われたと証言を得ています。

もっと（発言内容不明）に言えば、副市長が言い出したことというふうなことでいいと思いますが、この点はそのとおりでしょうか、どうでしょうか。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

確かに私のほうから提案したことは確かだということは間違いありません。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

ありがとうございました。

記憶をちょっとたどっていただきたいんですけど、この土木建築工事入札に関しては、1月15日に公告しています。

入札は2月5日ということになっていましたけれど、実際は1月15日の公告したすぐあと、1月18日、3日後に取り止めの公告ということになっています。

この間の流れを、先ほど証言をいただいたように、副市長自らが取り止めの方向で言葉を発して、そういう事務に入ったということですので、できるだけこの3日間の公告までの経緯について、記憶をたどっていただいて、証言をいただきたいと思います。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

確かに1月15日に御坂浄水場土木建築工事、入札公告が出されたことは記憶にございます。

そして、確かその翌日だったと思うんですが、中村前市議員から電話がありまして、御坂浄水場の土木建築8億円という大規模な工事を、分割して分離発注する予定は検討しなかったのかというような、それによって、もし分割するならば、受注機会の確保、周辺、要するに多くの企業に受注機会の確保が与えられるし、またより多くの企業が潤うのではないのかというようなことで、私のほうにそういう分離というようなことは考えなかったのかという問い合わせがございました。

それで、私も1月15日の公告の内容をもう一度、検証してみました。そうしましたら、地域要件が山梨県内に本社・本店、または営業所等があること。経営事項において、P点が土木一式工事1千点以上、建築一式工事1千点以上、水道施設工事が確か740点以上という条件だったように記憶しております。それで、その条件に見合う県内の企業数を確認したところ、確か3社ぐらいしかなかった記憶がございます。

それで営業所等ということで、営業所等があることによって、競争性が担保されているとい

うことでありまして、非常に競争性が縮小されているなというイメージがありました。

それと、もう1つ、よく分からなかったのが、私も技術的な専門ではありませんが、水道施設工事740点という点数が非常に、1千点、1千点、740点、740という意味が、ちょっと私にもよく分からなくて、その水道施設工事が入ることによって、県内企業の競争性が縮小しているというふうに、私が見た限りでは経営事項、それから地域要件、この条件を調べる中で競争性を弱めているなという印象が強くありました。

仮に、それを2つに分割しようという場合に、やはり設計額が確か8億2,270万円だったかと思いますが、その金額が土木と建築と、2つに分散された場合には、県内企業でも十分、施工能力・技術力があるのではないかと。もっと競争性が増すのではないかとということ考えたこと。

それと、やはり受注機会の確保という面で、2つに分ければ、少なくとも倍の企業が受注の機会に恵まれるということでもあります。

そういうことによって、分かれることによって、競争性が増す。そして市長の公共工事の施工にあたっての、基本方針にも合致するということから、分離したほうが地域経済の発展のため、地場産業の育成のためにも役立つのではないかとこの考えのもとに、市長のほうへ分離した場合には、こういうメリットがありますという話を申し上げたところ、市長は自分自身でもこれは分離すべきだと考えていたというお話でありました。

一応、メリットは今言ったような点で受注機会の確保に恵まれるし、競争性も増すし、よろしいのではないかと。市長自身も自分で恐らく研究されて、分離のほうがよろしいだろうという話でありましたので、早速、関係職員を集めてくれという話の中で、総務部長、それから公営企業部長、担当課長、管財課長ですか、関係者に集まっていただいて、私のほうから分離に対するメリット等の説明をする中で、職員の方に分離案を提案したということでもあります。

提案をしたときに、職員からは、確かに分離することは可能ですと。受注機会の確保も確かに多くなるでしょうと。ただ、工期の問題がありますので、設計変更をするのにどのくらいの期間が必要なのか、検討の時間をほしいということで、再度、18日の日だと思いましたが、そのへんがちょっと記憶が浅はかでないのですが、再度打ち合わせをする中で、要するに2つに分けることによって、土木と建築に分けることによって、職員の説明では工期が短縮できるという説明を私どものほうにされました。

確か議会でもそういう答弁があったかという記憶があるんですが、その分離をすることによって、工期が短縮できる。

そのときに、この事業が当初は平成25年の事業であったものが、国の経済対策によって24年の予備費の対応になったということで、これはどうしても25年度中に完成をする、それが絶対条件になるという話でありました。

それならば、分割して工期が短縮できるのであれば、より分離発注することのほうが国庫補助金の確実な確保という意味合いからも、また受注機会の確保という意味合いからも、より分離のほうが確実な補助金確保という意味で、そういう方向でいきましょうという話し合いの結果になったと思います。

そこで15日に公告した内容を取り下げるとともに、新しい分離案の原案づくりの作業に入っていたと。まあ、一緒に、職員も大変忙しい中、分離するというところで、戸惑った面もあるかもしれませんが、そういう方針で決定されたという状況でございます。

○野澤委員長

ありがとうございました。

私が質問を、次の次と、予定していましたが、ほとんど今、証言をしてもらって、先ほどちょっと私が質問をしたのは、事務的な流れをまず聞きたかったのですが、分かりました。

確認の質問にも、もう答えていただいたので、確認という形になりますけれど、1つは取り止めの動機と、もう1つ重要なのは、私が聞きたかったのは、副市長自らそういうふうに分離・分割を、自分の頭の中から出てきたのか、誰かのアドバイスでそういうふうにしたのかを聞き取ったわけですが、先ほどの証言では、中村前市議会議員が8億円という、この事業は分離・分割ということも考えられるのではないかと、こういうアドバイス・助言があって、一気にそちらの方向に流れたというふうに証言をいただいたと思いますが、このような認識でよろしいでしょうか。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

私自身も、専門技術がありませんので、いろいろな資料を調べる中で分離のほうがいいと。

要するに、そうしろと言われたわけではありません。検討しなかったのかということ、私も委員長である立場上、その委員会を通ってきたものを、私の記憶ではちょっとどういう委員会の中身か、先ほど申し上げましたように、ちょっと記憶がないのですが、公告したものに對して、分割したほうがよりメリットがあるというふうに、私自身考えたものであります。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

その点でしっかり確認したいと思いますが、今の発言にもありましたが、要は中村前市議会議員からそういう一種の、はっきり言ったほうが分かりやすい、圧力的なものでやったということではなくて、そういう助言をいただいて、副市長のほうが1回白紙に戻して、そこを考え直したというふうに、今の答弁からは私、理解したのですが、そういうとらえ方でよろしいでしょうか。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

本当に公平・公正・透明性の高い競争入札という意味合いを考えたときに、あるいはまた地場産業の育成、それから地域経済の発展ということも視野に入れる中で分析をして、そういう方向性に提案をしたということです。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

先ほどから中村前市議会議員と言いましたが、中村前市議会議員をフルネームで言うと、中村善次さんでよろしいですね。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

間違いありません。

中村善次前市議会議員でございます。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

これまでの証言で、この分離・分割が今の競争性の確保、これはイコール地域業者への応札の可能性を大きくするというのと、もう1つは工期の短縮ということと並行して、原因として、こういう形を取った原因として言われていましたが、副市長の今の証言でちょっと、こういうふうな理解でよろしいのか。

つまり、分離・分割して競争性の確保なり、地元業者の応札の可能性が大きい、そういう中で結果的に職員等に聞いて、工期のほうも確認したら、結果的に工期も短くなるという、二段階の構えというか、そういう経緯というふうに理解してよろしいでしょうか。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

ただいまの委員長の質問でございますが、確か16日に1回目の関係者を集まるようにして、そのときに職員から工期の関係もあるので、協議をさせていただきたい、時間をいただきたいということで、その工期というものが結果として2つに分けることによって、逆に短縮されるということの説明をいただきましたので、より国庫補助金の、24年度予備費ということもありましたので、25年度中の完成が絶対条件でありましたので、よりその分割方式を考えたということでございます。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

ありがとうございました。

次に、先ほどの証言の中にありましたけれど、この方向転換をしていく、最終的には部長・課長を集めての、これは公式というか、非公式というか、ちょっと難しいところがありますが、このへんの取り止めに関する実際は要綱ありませんので、どういうルールに則ればいいという言い方もできませんので、ちょっとここは今後の行政の、こういうことが今後もある可能性もありますので・・・。

そういう中で、先ほども証言がありましたけれど、市長も分離・分割のほうが、市長の最初から公約、市長選での公約などの考え方からしても、かなっているのではないかというような発言がありましたが、副市長が実際、市長にお話をしたのは、どの時点であるか。

要するに、その先ほどの「協議会」と、括弧つきの協議会ですが、その時点で初めて市長が、みんなの前で市長がそれを知って、そうしたのか。

あるいは事前に、こういう話を持ちかけますけれどもということで、副市長から個人的に話をしたのか。個人的というのは、2人でという意味ですが、そのへんを。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

要するに職員全員に話す前に、中村前市議会議員から電話があった内容と併せて、事前にそのメリット・デメリット、そういったものを私なりに考え、まとめた考えを市長に申し出たということでございます。

ですから、事前にでございます。2人だけの話の中での場面でございます。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

ありがとうございました。

そういうことは、市長も十分この分離・分割の方向は、その協議会なりで言われて判断したとか、あるいは判断が分からないままということではなくて、市長の同意のもとに、この協議会というものをつくり、そこで専門の職員たちの意見も聞く中で決めたと理解して、よろしいでしょうか。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

私が市長に分割の説明をするときに、市長自身もご自身の考えがある程度まとまっていたように、私も分離発注ということは考えていたということ、話し合いの中でしておりますので、間違いございません。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

以上で3日間の取り止めについての私のほうの尋問は終わりますが、それ以降、今度はそれを分離・分割、土木と建築に分けて、実際は取り止めが今、話題にしたように、1月18日で、次の2つに分けての公告が2月26日です。

両方とも一緒に2月26日に広告で、入札が3月19日という設定で公告していますけれど、この間、時間的にはかなりあると私は見るわけなんです、この場合のこういう取り止めになったものを再公告する場合の要綱での異例な事態だから、たぶんそういうことを想定しなくて、入札の要綱はつくってあると思いますけれど、ちょっと常識的に考えて、やはりこれは2つに分けるのだから、入札の資格の審査委員会をしっかりと開いてすべきではなかったかというふうを考えるわけですが、そのへんの判断をどういうふうにして、せずに公告に至ったのか。この点についての証言を。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

確かに今、野澤委員長が言われたように、2月21日の公告に私は、公告といえますか、21日の委員会にかけられるべきものだったというふうを考えておりました。

ですから、26日にこの件が何らかの関係で公告しないのかなと、最初、私はその案件がその中に入っていないので、何らかの理由によって、26日の公告ではないのかなと、私はそのときは考えました。

○上野副委員長

委員長。

○野澤委員長

ということは、委員長として本来、事前にこれはチェックすべきだったことを怠ったというふうには、実際されたわけですから、公告されてしまったわけですから、そういうふうには思えるわけですが、ちょっとそこは今の証言でいくと、安易であったのではないかと思います、どうでしょうか。

○上野副委員長

久保田証人。

○久保田克己君

その点につきましては、管財課のほうで事前に資料というものが、事前にはその場で、極秘なものですから、その場で資料をいただけるわけでございます。

そのときに、それが案件の中に入っていなかったということで、26日ではないんだろうと。ただ、公告の決裁が回ってきたときに、初めてこれが26日の公告に載るんだなということで、管財課長のほうへ委員会にはなかったけれども、これは委員さん、要するにもう日が迫っておりますので、持ち回り決裁もし、それができなかったのだから、持ち回り決裁をしなればというふうな指示をしたと記憶しております。

○上野副委員長

野澤委員長。

○野澤委員長

今の証言どおり、持ち回りで決裁は行われています。

今、はっきり分かったことは、その文書が、入札参加資格審査委員会でしか見られなくて、一方は公告の日しか分からなかったということですが、ただ、これだけ工期の問題が議論にもなっていたわけですから、どうなっているかという、その間にですね。そういう疑問を持ってもおかしくなかったとは思いますが。

私からの尋問は以上で終わります。ありがとうございました。

○上野副委員長

委員長の質問が終わりましたので、委員長を交代します。

○野澤委員長

それでは、私が今、質問しましたが、もっとお聞きして、事実関係を究明したいという点がございましたら、委員の皆さんからの尋問を許しますので、よろしくお願ひします。

志村委員。

○志村委員

委員の志村です。ご協力よろしくお願ひします。

限られている期間ではありましたが、共に市民の皆さまのために市政の場で汗をかかせていただいた立場で、それぞれいた間柄ですから、お聞きしにくいこともあるんですけど、これは市の入札契約、そして公共事業の適正化のために、議会が設置した特別委員会であるということ、改めて申し上げるまでもないですが、ご理解をいただいた上で、いくつか質問をさせていただきますので、ご協力をよろしくお願ひします。

まずはじめに、最初の証言の中から、先に確認をさせていただきますが、条件に見合った企

業数を確認をされたというお話がありました。3社くらい。

その3社というのは、どこの業者であるか、ご記憶でしたら、教えてください。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

業者数は3ということはあれなんです、大手3社ということなんです、具体的にちょっと名前が、間違ってもいけませんので、すみません。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

では、企業数を確認した、あるいは条件を調べたというふうな証言がありましたが、これはどこかに確認をされたということでしょうか。

確認をされたのであれば、具体的な、例えば水道課の職員に確認した、管財課の職員に確認した、あるいはどこどこに確認したということがありましたら、教えてください。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

内容的なものにつきましては、私のほうで資料を収集する中で確認をさせていただきました。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

自分で資料を収集されるというのは、具体的にどのような方法だったのか、教えてください。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

資料の収集といいますか、一応、規定とか、そういったものはすべて私のほうの資料としてありますので、その中から確認をさせていただきました。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

では在職当時に、お手持ちの資料の中からということよろしいでしょうか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

市の入札参加の関係の資料の中からということでございます。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

それでは、次に中村前市議会議員から電話があったということですが、これは正確に、もし可能であれば15日の夜であったとか16日の朝であるとか、いつの時点で連絡があったのか

ということ。それから連絡は市役所にかかっていたのか、例えばご自身の携帯電話にかかっていたのか。そのへんはいかがでしょうか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

そこまで、公告のたしか翌日だったことは覚えているんですが、いつごろ、どこへ電話というのまでははっきり、すみません覚えておりません。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

分かりました。

それでは、年明けから就任されて以来、いろいろな事業の説明等を部長、あるいは職員の方から受けられたと思いますが、この事業についての説明というのは就任される前、あるいは就任される以前、事前の説明等があったのかもしれませんが。そういう中でされている記憶があるか、あるいは就任されてから最初の決裁印をうつのが1月7日という記録が残っていますので、その時点での事業の説明等は受けていたのかどうか、この点について教えてください。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

ちょっと記憶が、正確に覚えていないんですが、副市長に就任する前ではなく、なってから、こういう事業があるという、そこまで詳しい中身までちょっと記憶が私にはございません。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

では1月11日の公告委員会では、内容的なものをあまり記憶されていないということでしたが、その公告委員会の中で本事業を他の事業と一緒に、管財課のほうの説明を受けた時点ではまったく、その地域事業者の育成ですとか分離分割のメリットがあるということは、その時点では考えなかった、あるいは感じなかったということよろしいでしょうか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

何せ本当に就任してまもない、事業の、本当にどんな案件が何件その日にかかって、どういうことがどうなるという、本当に基本的なことも分からないような状況でございましたので、ちょっと私の記憶の中では大変申し訳ないんですが、記憶に残っておりません。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

分かりました。

それでは、流れとしては久保田さんのほうから指示をされて取り止め、内容の再検討、その理由も含めて分割していくという方針を指示されたというふうに職員の方々は、以前の質問の

中でお答えになっています。副市長として指示をされたという理解でよろしいでしょうか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

先ほどちょっと申し上げましたように、市長も私も関係職員がいる中での合議制といいますか、いわゆる先ほど申し上げましたように受注機会の確保とか工期の問題でやはり、限定付きの事業であったということで、先ほど申し上げましたように大きいのを2つに分けることによって工期が短縮できるという、そういうメリットもあると。確実に国庫事業を受けなければならないということもありましたので、職員の方も、要するに方針として皆さんで議論する中で、そういう方向でいきましょうという話し合いになったというふうに私は記憶しています。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

それでは職員の方の認識とやや今の証言ですと、私たちが受ける印象は違うというふうにも感じるわけですが、最終的にこういう場合の決定というのは市長もいらっしゃったということであれば、市長がそれでいこうというふうに決断をされたというふうに理解してよろしいでしょうか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

最終決定は市長でございます。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

それから再公告、先ほど2月26日の件について、持ち回りでということでありましたが、その持ち回りの時点では、その再公告の内容についての確認、あるいは合議的な、関係者の、公告委員会のメンバーですね、この方たちの内容の確認というのが十分にできていたのでしょうか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

持ち回りという、委員会ではなかったものですから、それぞれの持ち回り、これは管財課のほうで持ち回り、決裁をされたということですので、その説明は管財課長のほうでされているという認識をしております。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

公告委員会に出なかったの、26日には出ないのかなと、この件が。というふうな、先のお話がありましたが、これは持ち回り決裁で早くやったほうがいいよというふうなことを副市長のほうからアドバイスされたということではないんですか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

それは公告の起案がまわってきたときに、そういう指示を出したということでございます。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

それでは、大きな2点、2つに分けることで工期が短縮できる、そして地場産業の育成、地域経済に貢献できるというふうな大きな2つの理由があったんですけども、実際にこの2つに分けたことを、工期、納期自体は3月20日ということで、そして現状、その工事も年度を跨いで、今まだ行われるのではないかというふうな状況で進捗が遅れている。結果として工期が短縮にならなかったのではないかというふうに考えるわけですが、工期短縮というのは本当にその時点でよく検討をされた、あるいは副市長という立場の中で担当課からの報告だけで、これはいけるというふうな、そういうふうな判断だったのか。その工期短縮というところが、私たちが非常に疑問を感じているところですが、この点についての検証・検討はそのお立場の中でどのぐらいされたんでしょうか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

たしかに2月26日の公告、3月19日の入札ですか、そのときに決まった、要するにそこで不調に終わったものもありましたし、契約成立が遅れたということがありますので、その話し合いの時点では工期は短縮できるという説明を受けておりますので、そのときの時点での判断での工期短縮という意味で、結果として不調になったり、入札が遅れたということまで、ちょっとその時点では想定ができませんでしたので、ご理解をいただきたいと思います。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

では次の質問ですけども、久保田さんが市長に進言をされた、自分なりにとりまとめたものメリット、デメリットを中村前市議会議員からの電話の内容と合わせて、市長に述べられたというふうに先ほどおっしゃいました。これは口頭でおっしゃったことよろしいかどうか、この点について。特にペーパーとかそういうものはなかったのか、お伺いします。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

口頭で説明をさせていただきました。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

それでは、そのとき市長もそういうふうと考えていたということをおっしゃったと説明がりましたが、これはこの事業について、この最初の8億円の事業について分離分割するべきだ

というふうに考えていたということによろしいですか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

この浄水場の土木建築の関係をという意味合いでございます。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

分かりました。

それから分割したあと土木の発注を公告しまして、1回目の、1回目というか土木に分けて再公告した入札については、入れられた価格が高くて不調に結果なったわけですが、この時点では、他の例で言いますと1回目入れてなし、2回目入れてなしということであれば、そこで協議随契の協議に入っていくという形をとることが通例だと思うんですが、その際に協議に入ったというふうに管財課の職員から聞きました。しかし、お前では駄目だと。副市長とあとは協議をするということで、副市長がその後の協議をされて、結局不調になったというふうにお聞きしています。この点について、久保田さんがそのときにどのような協議をされたのか、これについて教えてください。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

ただいまの委員さんの発言なんですけども、私のほうで協議をしてくださいというような話は一度もございませんでしたし、私がそこへ行って協議をした記憶もございません。職員から、あとは副市長に、今言われたような話は私は受けておりませんし、私が業者のほうにいったこともございません。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

分かりました。では私の質問はこれで終わりにいたします。ありがとうございました。

○野澤委員長

渡辺委員。

○渡辺委員

お聞きします。

1月11日に資格審査委員会で15日が公告、そして16日はすでに取り止めの指示を行ったということでもありますけども、この件に関して協議の中でそのように朝令暮改でなくて続けてやるべきだという意見は、先ほどのお話ではないように聞きました。職員の意見というのは、分離の意味、分かりますということと、それから工期短縮の可能性があるということで、これを取り止めたり、変更すべきではないという意見はなかったという、あったかどうかということを書いていないわけですが、実際にその中、あるいは個別の形でこれを変更すべきではないという意見は職員からはなかったのでしょうか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

はっきり言わせてもらいますと、記憶があれなんですけども、ただ工期が間に合わないと、この事業について、補助金等の関係もありますということだと思んですけども、工期を確認させてくださいということと、たしかに、もちろん1回公告をしていますので、それを取り下げるといことはあんまりよろしくないというような意見は出たと記憶しています。

○野澤委員長

渡辺委員。

○渡辺委員

あまりよろしくないという意見もあったという中で、その意見に対して副市長はどのように対応したんでしょうか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

やはり競争性の確保と、それからやはり地域経済の発展、地場産業の発展、それからやはりある程度の競争性が確保できるという意味合いから、それと同時に国庫補助金の確保という観点からも分離したほうが得策ではないかというような、私はたしか話をしたと思います。

○野澤委員長

渡辺委員。

○渡辺委員

次に工期の短縮というお話ですけども、分離発注したほうが工期が短縮できるということを検討した上で、それを出した課は何課のどういう役職の方だったでしょうか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

名前は、どなたかははっきり覚えていませんけども、水道課、公営企業部の職員だと思っております。

○野澤委員長

渡辺委員。

○渡辺委員

分離発注の案の作成の指示をしているわけなんですけど、その後、資格審査委員会も開かなかった、そしてそれを出す時期も分からなかったということですけども、持ち回り決裁以前にその指示をした分離発注案については、その案を見ているのか、見ていないのか伺います。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

事前打ち合わせはさせていただいたと記憶をしております。

○野澤委員長

渡辺委員。

○渡辺委員

案は見えていないということですか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

案というか、協議はいたした記憶がございます。

○野澤委員長

渡辺委員。

○渡辺委員

分離発注にして、JVの中で頭になる企業というのは笛吹市内では0社だったということ、当初は0社だったということですが、これは何社に増えたのでしょうか。その資格を満たす業者ですね。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

今のご質問について、すみません、笛吹市内でということでございますか。私は全体、いわゆる県全体の業者数ということで、市内には何社あったかということろまではちょっと記憶にございません。

○野澤委員長

渡辺委員。

○渡辺委員

市内では1社という話ですが、県内全体では何社に増えたのでしょうか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

たしかに地域要件が山梨県内に本社本店があること。P点のほうは、たしか土木が1千点以上、1千点以上だけになりました。県内ではたしか10社以上の企業が応札できる業者が、土木のほうがあったと思います。

○野澤委員長

渡辺委員。

○渡辺委員

以上で私からは終わります。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

前副市長、ご苦労さまです。

副市長も就任10カ月ということで、体調を崩したということで離職をされたわけなんですけども、いろんな要素を含んだ中の病気療養ということで心配していましたけども、今日久しぶりにお会いしまして、最初はちょっと記憶が不安な部分があっちょっとなんていう話をされたんですけども、誠に記憶が確かです。安心をしました。ぜひともお願いします。

先ほどの前議員の中村議員の話が出ましたけども、中村議員以外の市民、もしくは議員から

そういった入札に関わって、この変更の指示・要請等がありましたか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

変更の要請というのは特にはございません。変更の要請というのは、私に対してこの案件をこうしろというような指示ということでございますよね。それはございません。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

それでは中村議員からの話で提言というか、市内業者の育成からそういった部分ということで判断されたということですけども、私、市長との関連をちょっとお聞きしたいんですけども、公告に関して予定価格、また最低制限価格、この金額を知り得る、当然市長はこれは知るわけですけども、副市長はどういう立場にいたか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

私の記憶ですと3月までは、たしか4月で途中で方法が変わりまして、3月までは予定価格とか最低制限価格ですか、知り得る関係はあったと思います。4月から方法が変わりまして、設計価格は委員会の中で分かりますけども、最低制限価格は4月以降については私のところへは、今まで市長と総務部長と管財課長と、3月までは私が入って処理をしてきたわけですけども、4月以降はこんなに大勢の人がする必要はないだろうということで、市長と管財課、管財課は当然あれでしょうけども、市長以外は最低制限価格は分からなかった。予定価格も途中から、イコールということからすると推し量ることはできるかもしれませんが、最低制限価格のほうについては、市長しか分からなかったかなと思います。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

そのへんちょっとはつきりしないんですけども、当然、入札時に市長が封筒へ、その金額を入れるわけですけども、最低制限価格と予定価格、これを市長が当然入れると思うんですけども、副市長のその関係を聞いているんですけどもね。副市長も当然知っているという人もいますし、市長、監督、それ以外、絶対知らないという部分なんですけども。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

3月までは総務部長も私も管財課長も居合わせた中で・・・。

○小林委員

全員知っているということですね。

○久保田克己君

そうですね。そこは。

3月までは知り得たと思いますが、4月以降はもう最低制限価格は市長のみの記入になった

と記憶しております。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

4月前、3月までは予定価格、イコール設計価格なんですけども、副市長も部長までも知り得た状況にあるということによろしいですね。

○久保田克己君

すみません。今のは予定価格ということですか。

○小林委員

そうです。予定価格も最低制限価格も、両方、3月までは担当の部長まで知り得ているということですか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

すみません、ちょっとそのへんがはっきり記憶にはないんです。4月以降、3月までと方針が変わったんですけども、最低制限価格・・・最低制限価格について、4月以降は間違いなく、今の私も、総務部長が入られている中で市長みずからだと思ったので、3月時点が、たぶん打ち合わせをやったときに、打ち合わせとか、最低制限価格のほうについてちょっと記憶がはっきり、私のほうで今ちょっと。

○野澤委員長

いいですか。先ほど最低制限価格は知り得たというような発言にも聞こえましたけども、今の発言は記憶が曖昧だという部分で、そのことに対しての証言はなしという形のほうがいいかどうか、そこをはっきりさせてもらいたいと思いますけども。

久保田証人。

○久保田克己君

ちょっと3月の時点で、その総務部長と私と市長と管財課長と入ったところで、説明をした、ですから最低制限価格はやはり私どもは知り得なかったと思います。ちょっと記憶がすみません、曖昧で。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

質問の方向がちょっとあっちこっち飛ぶ部分があるんですけども、委員長と志村委員の合間をぬっていますから、同じことは質問しませんから飛ぶ部分があるんですけども、さっき志村委員の中で3月19日の土木建築の部分の入札で建築は2億円で協議随契になりましたよね。土木は不調になりましたよね。金額的にも協議随契でもいいのかなという部分だったんですけども、なぜ片方だけが不調になって、それから土量の変更等がありまして、増額になっていますよね。増額に。なぜこの土木に関してのこれが不調になったのか。このときの職員の証言は副市長でなければ駄目だからというような発言をしています。職員が。ですから、そのへんもちょっと不可解な部分ですけどもね。その部分で順々に工期が遅れてくるんですよ。

ですから、さっきから言っている大義として、この不調の取り下げとか分離の大義として工

期の短縮と、そして分離発注をすることによって地元業者の育成、このへんのところを大義名分として謳っているんですけども、工期は間違いなくずれ込みます。それから地元業者の育成なんですけども、逆に今度1月15日、8億2,270万円ですよ、予定価格が。歩切りがあって8億円で公告をしたんですけども、それから分離、それから不調、それから結局、最終的に5月7日ですか入札が。その部分で金額的には相当な金額が上乘せになっているんですよ。ですから市民からすればサービスがその分減るのかなという部分も今回のこの百条の、私は観点だと思っていますけどね。その点は副市長さん、どういうふうに。大義があったのか、私は大義がないと思っているんですけども。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

ただいまの委員さんからの発言の件でございますけども、ちょうど13年の上半期の工事の建築者への単価、人件費の高騰、こういったものによって、本市だけではなくて他の市、県においても不調が続いているという、これはたしか山日新聞にも大きく出たと思うんですけども、本市だけではなく、他の市町村においても建築資材の単価とか人件費アップ等で、要するに不調に終わって、補正を組んで再入札しているというような情報もございます。ですから、それは本市だけの話ではないと考えております。

もう1つは土木のほうで2,500トンの残土処理、職員からの報告だと残土処理の2,500トンが設計の中に入っていなかったもので、その分を追加して再度公告という話を確認しております。その1回目の予算のときに、私が業者のほうと話をするというような話は、職員から私に言ってくださいという要請もありませんでしたし、協議随契に応じないという報告を受けておりますけども、私が行って協議をしるというような話は一切、私は承知しておりません。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

では、その話は協議随契をかけた職員と業者との話になったということですね、それはね。副市長じゃなきゃダメだっていう話。これはちゃんと証言があるんですけどもね。それはあれですけども。

○野澤委員長

証人に聞いても分からないと思います。

○小林委員

そうですね。はい。

いろいろ飛ぶわけなんですけれど、こういったいろんな部分が、市長からはどういうふうな指示で副市長さんに出ていますかね。

○久保田克己君

すみません、具体的にどういう場面でということ。

○野澤委員長

もうちょっと具体的に。

○小林委員

取り下げ、それから分離分割、それから金額の変更、さっき言った土量変更とかそういった

部分で、当然、入札の金額が変わってきますけども、いろんなその土木建築から、これからですけども機械電気とか、いろいろ含んだ中で市長さんからどういう指示が出ているか。当然、全部決裁は市長ですから。最高責任者は。

○久保田克己君

市長の指示ということですか。

○小林委員

そうです。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

ちょっとすみません。意味合いが間違ったらすみませんが、要するに当然、早く入札で工事が始まればいいわけなんですけども、不調が続いたりというようなことがある中で、やっぱり設計変更等もあったわけでありまして、それによって市長が私に、それはできるだけ早く工事が進めば、それにこしたことはないわけでありまして、それなりの事情があつてのことで、市長が私に、そこがちょっと意味がよく、すみません分からないんですけども。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

前回の百条の証言の中で、副市長から指示を得たと言っているんですけども、当然われわれが思うには最高責任者は市長ですから、だから市長が出て、それから副市長から職員に対して指示が出たのかなと、そういうように考えていますけども。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

それは、今の土木建築の協議ということでよろしいですか。

○野澤委員長

一つひとつの事例で違うかもしれませんが、どの事例なのかを。

○小林委員

さっきも言いましたけども、この土木建築、機械電気。

○野澤委員長

機械電気は抜いてください。

○小林委員

後の話しね、はい。

土木建築の部分で、さっきも言いましたように取り止めから、それから分離分割のこの部分と金額の変更ですね。設計図書の変更等の市長との関わりです。

職員の証言は副市長から指示が出ていると。要するに変更しなさい、取り下げしなさいと出ているんですけども、最高責任者は市長ですから当然市長が最終的な決裁をしますからね。だから市長と副市長さんの関係はどうですかと聞いているんです。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

それはもちろん最終決定は市長ですので、合議制で私が指示をした場合もあるかもしれませんが、市長が直接指示をした場合もありますし、すべてを私が指示をしたわけではなく、その場面場面で、市長が直接の場合もあったと思いますし、私が市長の意を受けてやった場合もあったとは思いますが。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

それはそれでいいです。さっきもよく、副市長さん、P点の1千点、建築土木1千点、1千点の水道740点。これを分離分割をしたときに、この水道の740点が外れたんですけども、この公告の入札に関する事項の中に概要として場内配管と明記してあるんですけども、この水道配管を外して、どういう部分へこの水道の740点を付けたんですかね。このへんは副市長さん、間違いなく知っているはずなんですけども。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

私も最初の公告の740点が、いわゆる競争性を縮小しているという言い方を確かにしましたけども、それが土木のほうに入っているのか、建築のほうに入っているのか、いずれにしてもその水道施設というのが、それはたしかに次の公告の中で外れていますけども、それは私が指示をしたわけでもありません。原案がそういう形で、管財課のほうからの原案があがってきたもので、水道施設のことについて、その後協議をしたこともございませんし、土木工事一式1千点、建築のほうは建築工事一式1千点というのは経営事項で、水道の関係については特に協議をいたした記憶はございません。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

先ほども申し上げたんですけども、入札に関する事項の中にこの水道配管が入っているんですよ。当初。1月15日の中で。それから、その分離分割した中でこれが土木から消滅したんですけども、これで工事ができるということですね。これでね。どこかに抵触する部分はないんですかね、これは。740点が外れた中で。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

そのへんの専門的なことは私、今ちょっと分かりませんが、それが例えば土木のほうに入っていたのか、建築のほうへ入っていたのか、そこは私には分かりませんが、その水道課の原案というものの、考え方の調整の中で水道設備740点というのは外れたものだというふうに考えております。

○野澤委員長

よろしいですか。

はい。

○小林委員

あと先ほど中村さんからの関与があって、こういった取り下げの結果があるということで、私がおの前後に中村さん以外の人にもなんかそういった提案なり、そういった口利きとかあったのかという話の中で、他にはないという話をされたんですけども、この市議会議員の中からそういった2億、6億、この分離した中で、これは副市長まずいよとか、こういった提言とかありますかね。私はちょっとちらっと話を聞いた経過もあるんですけども。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

議員のほうからそういう話は、私には記憶がありません。

○野澤委員長

小林委員。

○小林委員

それから市長への手紙で、3月ごろ来たというような経過を、今、百条でもその手紙を執行に対して要求したんですけども、副市長さん、この関連、関与というものをちょっと教えてください。

○野澤委員長

それは小林委員、次回に予定されているので、今、問題していることの枠組みの外だと思いますので答える必要はなかろうかと思えますけども、どうでしょうか。

小林委員。

○小林委員

たしかにその部分、委員長の言われているとおりのかもしれないですけども、この入札に関わる部分で、今日ちょっと、そんなに時間は取りません。副市長さんにその部分で、入札に関わる部分、今日は土木建築になっていますけども、その関与に関してだけでもちょっと教えていただきたいと思います。

○野澤委員長

ちょっと待ってください。

皆さん、委員の方、どうですか、今の質問は。

○海野委員

さっき協議したとおりに、その問題は別の問題だから。この土木建設に関する手紙ではないということで、さっき協議してあるんだから、それは次の機会というほうがいいと思います。

○野澤委員長

どうでしょうか、皆さん。それでよろしいでしょうか。

(異議なし。の声)

小林委員の今の、具体的には例の匿名文書ということで、これは機械設備に関わるというように一応われわれの認識ではできています。これを取り上げてもいいと考える委員さんは、ほかにいますか。

はい。

○上野副委員長

今、小林委員が言った部分はたぶん、久保田証人にまた議会にご足労を願うんでは大変では

ないかなというそういう心づかいで、ここで市長への手紙の部分を確認したいのかなというふうに私は感じたので、そんなに、いいのかなというような感じも、また来てもらわなければならない部分があるので、この間の設計業者ではないけども、そんなような感じでもいいのかなと思いますけども。

○野澤委員長

いいですか。まだ、これはこれからのことについて、具体的に進めていませんけども、少なくとも、久保田さんが関わった、これからの浄水場の問題、配水場の問題も、本当にご足労ですけども、今日のような形で証言をいただかなければならないと私は考えています。そう考えれば今日でいたい済むということであれば小林委員さんの今の質問を受けて、あとはなしということでもいいですが、とてもなしというふうには考えられないのが委員皆さんの考えだと思いますから、それはやっぱり次回以降ということではよかろうかと思えますけども、今の、いいんではないかというのが副委員長のほうからでしたが、ほかに、もしいいという意見がありましたら。

(な し)

ないようですから、今の質問はなしということをお願いします。

ほかに、小林委員。

○小林委員

結構です。

○野澤委員長

いいですか。ありがとうございました。

ほかの委員の皆さんからのご質問は。

北嶋委員。

○北嶋委員

私も1月11日のこの物件が、ほかの物件も当然一緒に出たのではないかと思います。一応、入札資格審査委員会ですか、1月11日にされて、そのときは副市長さん、市長はその前からですけども、副市長については就任前からということで大変だったと思うんですけども、そのときこの物件が出て、その審査委員会ではこの内容について、振り返りますと一括で出されるということで、そのへんが、この問題については議論はなかったのでしょうか。

○久保田克己君

委員会の中でということですか。

○北嶋委員

委員会の中です。

○久保田克己君

それはまったくその、私も就任して本当に1週間足らずということで、そのかけられた案件が何件あったか、どういう質問があったか、それ自体が本当に私の記憶の中にありませんで、どうしてもそのへんの記憶を思い出せないというのが実情でございます。

○野澤委員長

ちょっといいですか、委員の皆さんと証人の方に申し上げます。

1回した質問に関しては、またしないでください。証人の方も先ほどした質問は、先ほど答えましたで結構ですので。

はい。

○北嶋委員

それで今度は15日に公告をしたということで、そしてしばらくして元市議からのそういったような話があったということで、こうなったわけですが、分離発注をして工期短縮をしたということで、それが2カ月ぐらいたまたずれまして、年度内に完成するのはということで、先ほど設計会社の話もお聞きしまして、分離発注をして工期内には必ず完成しなければいけないということで、市役所と、また施工者と設計会社で毎日毎週のように打ち合わせをして工期の短縮を図るための、創意工夫をして遅れた部分を取り返すということで、先ほど志村委員のほうからも、もうちょっと工事のほうが延び延びになっているというような話ですが、私の確認ではこの3月、完成目途ということで進めているということで、結果的には工期短縮ができたなということを思っています。そんなことで、先ほどそういう話があったんですけども、そのへんこの現場のほう、元副市長の確認のほうはしていますでしょうか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

副市長という職務は非常にいろんな検討委員会の委員長とか、いろんなもの各種の委員になっておりまして、現場のときは起工式に行っただけで実際のところは現場を、すみません、見ている余裕はございませんでした。すみません。

○野澤委員長

ほかに委員の皆さまの。

はい。

○上野副委員長

最初の15日の公告のときに当然、審査委員会なり、そういう部分で十分議論した中での公告だというふうに思っています。私も。そういう中で一市民の電話とか、あとは市長のそういう分割がいいとかいろいろ、その利点とかいろんな意図が、いろいろ話が出て取り止めというそういう経過になったわけですが、そのへんの一市民の電話で、その前の公告はなんだったのかというふうに私はすごく疑問に思うわけですが、何も皆さん議論していないのかなとそういう部分があるんですけども、そのへんの久保田証人の考えを教えてください。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

たしかに私も公告委員長という立場の中で、一度公告したものを変更するという事は、非常に私としても・・・。

○野澤委員長

すみません、委員の方、静かにしてください。

はい。

○久保田克己君

好ましいことではないということは私も承知しておりましたが、ただやはり私も1月11日、それから15日に公告して、要するに中身の重要性というのが本当に分かったのが、電話をいただいて分離発注ということを知ったときにはじめて、そういうより多くの受注機会の確保と

かそういったメリットとか、それから地域産業の振興、地場産業の育成ということを考えたときに、やはりそのほうが市民のため、市政のためになるというふうに私は考えた上で、市長に提言もしましたし、そういう結果としてそうなった。最初から1つのシナリオでいけばそれが一番よかったわけですけども、事前勉強といえますか、そういったものがまだまだ就任早々で不足していた部分があったと思います。

○野澤委員長

上野委員。

○上野副委員長

就任早々でという、そういう話も理解できますし、ただ私が一番、最初の公告のときが11日だから、当然でしょうけども、そういうふうにしたのかと思いますけども、当然、最初にその募集機会を増やすとか、市内業者の育成とか、そういうことを考えるべきだったのではないのかなというふうに思いますけども、そのへんを久保田証人はどういうふうに考えていますか。市民の電話があったから、そういうふうになったというふうに受け取られてもしょうがないのかなというふうに思うんですけども、そのへんは久保田証人どうでしょうか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

その公告委員会の中のことをしっかり、私も記憶していないからでありますけども、この重大性ということを認識したのは、電話をいただいてからということで、私自身、委員会にかけられる委員長として委員長は司会進行ということで、委員さん方のご意見も集約する立場にあるわけですけども、そのときにどういうご意見が出たかもちょっと私、記憶にないので大変そのへんは申し訳ないと思います。

○野澤委員長

ほかにありますか。

志村委員。

○志村委員

すみませんが、他の委員の質問とその証言におきまして、ちょっといくつか確認をさせてください。

まず今の点ですが、電話を受けてこの重大性を認識したと。どんなことが重大性なんですか。何が重大なんですか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

重大性といえますか、それはやはり多くの、例えば競争性のこともありますし、受注機会の確保という観点もありますし、入札に関わる競争の原理とか受注機会の確保とか地域産業の振興・発展、地場産業の育成、そういった観点からの重要性だというふうに考えました。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

それははじめに公告案をつくって、一括発注を最初に公告したその内容は、そういう意味で

は重大的な欠陥があったとこういうことになるのでしょうか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

今、その重大な欠陥があったというよりは、分離案のほうがメリットがあるというふうに考えたということでございます。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

そこで設計業者さんに今日お聞きした中では、やはりこのような規模の水道施設を設計する中では、やはり請け負える業者さんは大手のゼネコンだろうというふうな考え方も水道課のほうには伝えたというふうにお聞きしています。やはり業者さんは市民に対して安全で安心な水道水を安定的に供給すると、こういうことは使命である。そういった施設を造ることによって笛吹市の水道事業に貢献をしたいと、こういうふうに私どもは理解したわけです。そのことが今回のたしかに重要な、受注機会の確保だとか地場産業の育成だとかそういったことも当然あったとは思いますが、そういったことが水道課の担当者のほうからも話があったんではないですか。

○野澤委員長

よろしいですか。久保田証人。

○久保田克己君

例えばゼネコンでなければならぬとか、そういう説明は私のほうは聞いていないと記憶しております。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

ではそのメリット、デメリットを16日に協議をするため招集した際に、そういった、しっかりとした施設を造っていくことのメリット、こういうことが協議の中で出なかったんですか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

16日と申しますと。すみません。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

16日にその電話を受けて関係者を集めて、そして合議をされたというふうに先ほど、今日説明をされましたので、そのときに分離分割できないかというふうな投げ掛けもされて合議をされたと。そのときに、いやいやそうはいつでもこれはこういう施設だから、しっかりとしたものを造っていかなければというふうなことは、協議の中でまったく出なかったのかということをお聞きしています。

○委員長（野澤今朝幸君）

久保田証人。

○久保田克己君

私の記憶では、そのへんの議論はされなかったという記憶がございます。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

ではもう1つだけ、お聞きします。

この件に関して、土木建築工事、分割、再公告等に関して市役所外で誰かと話したことがありますか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

今のは、なんの関係ですか。

○志村委員

今日お聞きしている事業は御坂浄配水場関係のうち、最初の浄水場の一括発注、それを分離分割して土木建築に分けた工事、それを土木2回やって、1回目は不調、それで建築のほうは随契。こういった、この一連の事業に関して市役所外で、このことを誰かと話したことはありますか。

○野澤委員長

久保田証人。

○久保田克己君

市役所外では特に話した記憶は、その中村前市議員さんとは話をさせていただきましたけども。

○野澤委員長

志村委員。

○志村委員

以上です。

○野澤委員長

ほかの委員さんからありますか。

(な し)

ないですね。

以上で、久保田克己君の証人喚問を終了いたします。

本当にご協力ありがとうございました。

(退 場)

以上で、今日は証人喚問による尋問ということで計画していた議事は終わりますけれども、その他で何か必要事項が、必要なことがありましたら、皆さんで協議事項、次に向けて何か、今行った中で気がついた点とかありましたら承ります。

はい。

○小林委員

冒頭から固有名詞が出たんだけど、固有名詞を副市長も言ったんだけど、私はだから、向こうからも何人から言われてそういう方向をとったのかと思ったんだけど、他からはないと言ったでしょう。しかし情けない話ですね。1人に言われて公告委員会がすべてパンクですよ。公告が。

○野澤委員長

そういう話は、それは個人的な方、今後につなげる話で。
何か。

○志村委員

まだ委員会が閉じていないので、一応ポイントだけですが今日お名前が出ました中村さん、それから倉嶋市長と、これはやはりこの件を、御坂の関係を進めていくにあたっては今後、証人喚問をお願いすることも視野に入れていく必要があると私は感じました。

また準備会等で、今日の内容等、分かったことなど整理をして、そういう必要性をまた皆さんで検討できればと思います。

○野澤委員長

ほかにありますか。

今の点は、具体的にどういう質問があるかというようなことを兼ね合わせないと、特に中村さんの場合、非常に肝心な話ですから、そういうような、そのへんも含めて議論をしたいと思います。

ほかにありますか。

(な し)

ないようですので、非常に遅くまで、なかなか緊迫した中での時間で本当にお疲れだと思います。

事務局のほうからよろしいですか。

○鈴木議会事務局長

次回3月4日、午後3時から準備会ということをご確認していただきたいと思います。

○野澤委員長

以上をもって、閉じたいと思います。

閉会 午後 5時53分